

2018 年度利用分量割戻金について公告

2019 年 6 月 27 日

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ

専務理事 渡邊たかし



2019 年 6 月 11 日に第 20 回通常総代会が開かれ、2018 年度の利用分量割戻金について承認されました。定款第 79 条第 5 項に基づき下記のとおりお知らせいたします。

記

利用分量割戻金は、2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日の対象利用額（但し、パルシステム手数料、利用事業、チケット、カンパ、共済掛金、電気使用料などを除く）に対して 0.4% の割合とし、第 20 回通常総代会当日（6 月 11 日）に在籍している組合員が対象となります。

なお、利用割戻金額に消費税額（8%）を加算し、10 円未満を切り捨てた金額を請求書上で商品代金への振替となります。

以上